

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	100,000千円 H24.3.31まで	H24.1.17 モロニで (同日)	日本側 川口哲郎在コモロ 大使 コモロ側 モハメド・バク リ・ベン・アブドゥルフ アタ・シヤリフ外務・協 力大臣	H24.1.31 18号
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	270,000千円 H25.3.31まで	H24.12.16 モロニで (同日)	日本側 徳安茂在コモロ随 時代理大使 コモロ側 アダラ・ハヤ ダ内務・情報・地方分権 大臣	H24.12.28 404号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。